アマチュア局	様式	様式の特例
一　空中線電力五〇ワット以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局であつて移動するもの（個人が開設するものに限る。）	別表第一号（無線局の免許申請に限る。）及び別表第二号の三第３	別表第十三号第１
	別表第四号及び別表第二号の三第３	別表第十三号第２
二　アマチュア局	別表第一号（無線局の再免許申請に限る。）	別表第十四号第１
	別表第四号	別表第十四号第２

（様式等）

第二十一条　［略］

［２～４　略］

５　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）に係る免許状に電波の型式、周波数及び空中線電力を記載する場合に準用する。

［６　略］

別表第二号の三第３　アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）

（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第２及び別表第二号の二第５の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第５及び別表第二号の二第８のとおりとする。

１枚目

無線局事項書及び工事設計書	
１　免許の番号	Ａ第　　号
２　申請（届出）の区分	□開設　□変更
３　個人／社団（クラブ）の別	□個人　□社団（クラブ）
４　住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒（　　―　　） 電話番号（　　）　　― 国籍　〔　　〕

（様式等）

第二十一条　［同上］

［２～４　同上］

５　第十条の二第四項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。

［６　同上］

別表第二号の三第３　［同左］

［同左］

１枚目

無線局事項書及び工事設計書	
１　免許の番号	Ａ第　　号
２　申請（届出）の区分	□開設　□変更
３　社団（クラブ）／個人の別	□社団（クラブ）　□個人
４　住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒（　　―　　） 電話番号（　　）　　― 国籍　〔　　〕